

## 付 議 第 1 号

高知県教育委員会に係る高知県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の施行に関する規則議案

高知県教育委員会に係る高知県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の施行に関する規則を別紙のとおり制定することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3）規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

-----  
**教 育 委 員 会 規 則**  
-----

高知県教育委員会に係る高知県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の施行に関する規則をここに公布する。

年 月 日

高知県教育長 伊藤 博明

**高知県教育委員会規則第 号**

**高知県教育委員会に係る高知県情報通信技術を活用した  
行政の推進に関する条例の施行に関する規則**

高知県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成16年高知県条例第65号）に規定する高知県教育委員会が所管する手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合における同条例の施行に関し必要な事項については、高知県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（令和3年高知県規則第 号）の規定の例による。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

高知県教育委員会規則

◎ 高知県教育委員会に係る高知県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の施行に関する規則

# 高知県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の改正

(改正後条例名：高知県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例)

デジタル政策課

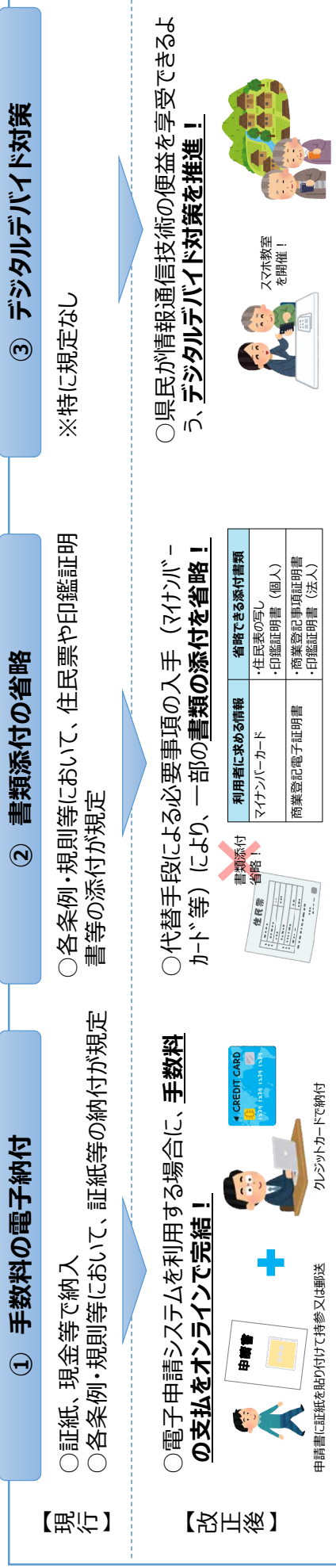
## 【背景】

- 国は、あらゆる活動において情報通信技術の便益を享受できる社会の実現に向けて、行政のデジタル化を推進するため、令和元年5月に「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（通称：行政手続オンライン化法）」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（通称：デジタル行政推進法）」に改正（名称も変更）した。
- この改正において、地方自治体の努力義務として、条例・規則等に基づく手続における情報通信技術の活用が引き続き規定され、更に、情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正（デジタルデバイド対策）が新たに規定されたことから、法と同趣旨の条例改正を行おうとするものである。

## 【条例改正の概要】

- 県民の利便性の向上と行政運営の簡素化・効率化を図るため「デジタル化推進計画」を策定し、条例・規則等に基づく行政手続の原則オンライン化を推進。
- 今般、法改正も踏まえオンライン化で処理できる手続の拡大に向けた電子情報処理組織を活用した申請等（以下、「電子申請」という。）の電子的な処理に必要な事項を定めるとともに、デジタル技術に不慣れな高齢者等への支援としてのデジタルデバイド対策を明文化するよう条例を改正。
- 名称についても、法律改正に合わせ「高知県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」に改正。

## 【主な改正内容】



## 【主な条文改正】

- ① 電子申請時における手数料の電子納付
- ・ 証紙等での収納が規定されている場合でも、電子情報処理組織の利用による電子納付可とするため、第5条第5項を追加  
※法律と同様の規定
- ② 電子申請における書類添付の省略
- ・ 住民票などの書面の添付が規定されている場合でも、マイナンバーカード等による電子情報処理組織の利用時の添付省略を可とするため、第10条を追加 ※法律と同様の規定
- ③ デジタルデバイド対策の実施
- ・ 幅広く県民のデジタル技術の利活用を進めるため、デジタル技術に不慣れな高齢者等への支援を明確化するため、第11条を追加

## 【施行日】

- ・ 規則で定める日

参考資料 1

## 高知県教育委員会に係る高知県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の施行に関する規則議案について

### 1. これまでの経緯

- 高知県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（以下「旧条例」という。）  
制定【平成16年】
  - ・ 県の機関等に係る申請、届出その他の手続等を、電子情報処理組織（電子メール等）を使用することが可能に
- 国において、行政のデジタル化を推進するために、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（通称：行政手続オンライン化法）」が改正され、法律の名称も「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（通称：デジタル行政推進法）」に改称【令和元年5月】
- 県においても、法と同趣旨の条例改正【令和3年10月】  
改正後：高知県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（以下「新条例」という。）  
主な改正
  - ・ 電子申請時における手数料の電子納付
  - ・ （マイナンバーカード等の利用により）電子申請における書類添付の省略
  - ・ デジタルデバイド対策の実施（デジタル技術に不慣れな高齢者等への支援）

### 2. 規則の制定の必要性について

- 当該条例において、電子情報処理組織を使用する方法等により各種行政手続等を行う場合は規則において定めることとされているため、任命権者ごとに条例施行規則を制定することが必要
  - 旧条例においても任命権者ごとに規則に委任されていたが、電子情報処理組織を使用する方法による事務が想定されなかったため、県教委においては制定していなかったところ、
    - ・ 新条例において、電子納付等が可能となったことから、（すぐには想定されないものの）今後事例が出てくる可能性があること
    - ・ 旧条例から可能であった電子申請等について、今般の押印見直しの動きに伴い、今後、電子メールによる申請受領等が想定されること
    - ・ 各種申請（高知県認定こども園条例施行規則に係る申請など）が県の電子申請システムで行えるよう調整が進められていること
- ⇒ こうしたことから、今回、条例改正に伴う知事部局の条例施行規則改正のタイミングに合わせて、県教委においても規則を制定するもの

条例・規則 対照表

条例

高知県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報システムの整備、情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正その他の情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化並びに社会経済活動の更なる円滑化を図り、もって県民生活の向上及び県民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 条例及び規則等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第15条第1項に規定する規則、同法第138条の4第2項に規定する規則その他の規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程をいう。以下同じ。）をいう。
- (2) 県の機関等 県の機関（地方自治法第2編第7章に基づいて設置される高知県の執行機関、高知県公営企業等の設置等に関する条例（昭和41年高知県条例第48号）第3条第2項の規定により置かれる公営企業局、高知県警察本部（警察署を含む。）若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法令（法律及び法律に基づき命令をいう。以下この条において同じ。）若しくは条例等により独立に権限を行使することを認められたものをいう。以下この号において同

規則

高知県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則

(趣旨等)

第1条 この規則は、高知県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成16年高知県条例第65号。以下「情報通信技術活用条例」という。）の規定に基づき、情報通信技術活用条例の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

2 知事等が所管する手続等を、情報通信技術活用条例第5条から第8条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合においては、法令又は他の条例等に特別の定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

3 知事等が所管する手続等（情報通信技術活用条例第5条から第8条までの規定の適用を受けるものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合においては、法令又は他の条例等に特別の定めがある場合を除くほか、情報通信技術活用条例及びこの規則の規定の例による。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 知事等 知事若しくはこれに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法令若しくは条例等により独立に権限を行使することを認められたもの（以下この号において「知事の補助機関等」という。）及び知事の補助機関等が法律又は条例の規定に基づき試験、検査、検定、登録その他の行政上の事務について当該法律又は条例に基づきその全部又は一部を行わせる者を指定した場合におけるその指定を受けた者（その者が法人である場合におけるその代表者を含む。）をいう。
- (2) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- (3) 電子証明書 申請等を行う者又は知事等が電子署名を行ったもの

- じ。)及び県の機関が法律又は条例の規定に基づく試験、検査、検  
定、登録その他の行政上の事務について当該法律又は条例に基づきそ  
の全部又は一部を行わせる者を指定した場合におけるその指定を受け  
た者(その者が法人である場合におけるその代表者を含む。)をい  
う。
- (3) 民間事業者 個人又は法人その他の団体であつて、事業を行うも  
の(議会及び県の機関並びに県以外の地方公共団体及び  
その機関を除く。)をいう。
- (4) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その  
他文字、図形その他の人の人の知覚によつて認識することができる情報  
が記載された紙その他の有体物をいう。
- (5) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書  
面等に記載することをいう。
- (6) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては  
認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機に  
よる情報処理の用に供されるものをいう。
- (7) 申請等 申請、届出その他の法令又は条例等の規定に基づき県の  
機関等に対して行われる通知をいう。この場合において、經由機関  
(法令又は条例等の規定に基づき県以外の地方公共団体若しくはその  
機関又は民間事業者を經由して行われる申請等における当該県以外の  
地方公共団体若しくはその機関又は民間事業者をいう。以下この号に  
おいて同じ。)があるときは、当該申請等については、当該申請等を  
する者から經由機関に対して行われるもの及び經由機関から他の經由  
機関又は当該申請等を受けける県の機関等に対して行われるものと  
に、それぞれ別の申請等とみなして、この条例の規定を適用する。
- (8) 処分通知等 処分(行政庁の処分その他公権力の行使に当たると  
をいう。)の通知その他の法令又は条例等の規定に基づき県の機関  
等が行う通知(不特定の者に対して行うものを除く。)をいう。この  
場合において、經由機関(法令又は条例等の規定に基づき県以外の地  
方公共団体若しくはその機関又は民間事業者を經由して行う処分通知  
等における当該県以外の地方公共団体若しくはその機関又は民間事業  
者をいう。以下この号において同じ。)があるときは、当該処分通知  
等については、当該処分通知等を行う県の機関等が經由機関に対して

であることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るもの  
であることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

- 2 前項に定めるもののほか、この規則において使用する用語の意義は、  
情報通信技術活用条例において使用する用語の例による。

行うもの及び經由機関が他の經由機関又は当該処分通知等を受け、この対して行うものごとくに、それぞれ別の処分通知等とみなして、この条例の規定を適用する。

(9) 縦覧等 法令又は条例等の規定に基づき県の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。

(10) 作成等 法令又は条例等の規定に基づき県の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。

(11) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。  
(情報システム整備計画)

第3条 知事は、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る県の機関等の情報システム（以下「情報システム」という。）の整備を総合的かつ計画的に実施するため、情報システムの整備に関する基本的な方針、県の機関等並びに県以外の地方公共団体及びその機関による情報システムの共用の推進に関する事項その他情報システムの整備に関する事項について、情報システムの整備に関する計画（以下「情報システム整備計画」という。）を策定するものとする。

2 知事は、情報システム整備計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。情報システム整備計画を変更したときも、同様とする。

(情報システムの整備等)

第4条 県の機関等は、情報システム整備計画に従って情報システムを整備するものとする。

2 県の機関等は、前項の規定による情報システムの整備に当たっては、当該情報システムの安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

3 県の機関等は、第1項の規定による情報システムの整備に当たっては、これと併せて、当該情報システムを利用して行われる手続等及びこれに関連する県の機関等の事務の簡素化又は合理化その他の見直しを行うよう努めるものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第5条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、

(電子情報処理組織による申請等の手続)

第3条 情報通信技術活用条例第5条第1項の規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、知事が別に定めるところ

当該条例等の規定にかかわらず、**規則等で定めるところにより**、規則等で定める電子情報処理組織（県の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

により、次に掲げる事項を次条第1項の申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して申請等を行わなければならない。

(1) 申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項

(2) 申請等を書面等により行うときに添付すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され、若しくは記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項（前号に掲げる事項を除く。）

2 前項に規定する入力は、知事等の使用に係る電子計算機と通信する機能及び知事等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する機能を備えた電子計算機を使用して行わなければならない。

3 知事が別に定めるところにより電子署名を行うこととされている申請等を行う者は、第1項の規定により入力しなければならない事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならぬ。ただし、知事が定める方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

(1) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書

(2) 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書

(3) 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項（これらの規定を他の法令において準用する場合を含む。）の規定に基づき同条第5項の登記官が作成した電子証明書

(4) 前3号に掲げるもののほか、知事が定める電子証明書  
4 知事が別に定めるところにより識別番号及び暗証番号を用いることとされている申請等を行う者は、事前に入手した識別番号及び暗証番号を次条第1項の申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力しなければならない。

5 条例等の規定により同一内容の書面等を複数必要とする（副本又は写しを正本と併せ必要とする場合を含む。）申請等について、第1項の規定により当該複数の書面等のうち1通に記載すべき事項又は記載されて



いる事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項又は記載されている事項の入力がなされたものとみなす。

(電子情報処理組織)

第4条 情報通信技術活用条例第5条第1項の規則で定める電子情報処理組織は、知事等の使用に係る電子計算機と申請等を行う者の使用に係る電子計算機（知事等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続することができ、正常に通信することができ、機能を備えたものに限る。次項において同じ。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

2 前項の規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受け、当該申請等に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該県の機関等に到達したものとみなす。

4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第10条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において高知県収入証紙による収入の方法をもってすることその他の手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものをもってすることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものが

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第5条 情報通信技術活用条例第5条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、前条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う申請等に記録された情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって第3条第3項各号に掲げる電子証明書を当該申請等と併せて送信すること又は同項ただし書に規定する措置とする。

(情報通信技術による手数料の納付方法)

第6条 情報通信技術活用条例第5条第5項の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものは、第3条第1項及び第2項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

(電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当であると認められる部分がある場合等)

ある場合その他の当該申請等のうち第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当であると認められる部分がある場合として**規則等で定める場**合には、**規則等で定めるところにより**、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第6条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、**規則等で定めるところにより**、規則等で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の**規則等で定める方式**による表示をする場  
合に限る。

第7条 情報通信技術活用条例第5条第6項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある  
ると知事等が認める場合
  - (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるもの  
があるとき知事等が認める場合
- 2 前項の場合において、申請等のうち電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当であると認められる部分の提出は、電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行った日から1週間以内になければならない。

第4条 略

2 情報通信技術活用条例第6条第1項の規則で定める電子情報処理組織は、知事等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。  
(電子情報処理組織による処分通知等の手続等)

第8条 知事等は、情報通信技術活用条例第6条第1項の規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を知事等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録するものと  
する。

2 知事等は、前項の規定により処分通知等を行う場合であつて当該処分通知等が電子署名を要するものと認めるときは、入力する事項について  
の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書当該情報と併せて知事等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する  
ものとする。

3 書面等により行われた場合に携帯すべきこととされている処分通知等  
が電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合は、当該処分通知等を受けた者は、当該処分通知等に係る電磁的記録を電磁的記録媒体  
に記録するとともに、当該電磁的記録を当該電磁的記録媒体から再生し、かつ、当該処分通知等を行った者が電子署名を行ったものであること  
を確認することができる機器と共に当該電磁的記録媒体を携帯しなけ  
ればならない。ただし、知事等が指定する方法により当該処分通知等

確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

4 書面等により行われた場合に返納その他知事等への返還が求められている処分通知等が電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合は、当該処分通知等を受けた者は、知事が別に定める場合を除き、当該処分通知等に係る電磁的記録を複製し、又は複製させてはならない。

5 前項の場合において、処分通知等の返納その他知事等への返還を行うときは、当該処分通知等に係る電磁的記録を処分通知等を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから消去しなければならぬ。

(電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第9条 情報通信技術活用条例第6条第1項ただし書の規則で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- (1) 第4条第2項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う識別番号及び暗証番号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の知事等が定めるところにより行う届出
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事等が定める方式

第5条 略

2 情報通信技術活用条例第6条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものは、前条第2項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う処分通知等に記録された情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該処分通知等に添付する措置とする。

第7条 略

2 前項の規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等をすることが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて**規則等で定めるもの**をもつて代えることができる。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情が

ある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当であると認められる部分がある場合として**規則等で定める場合**には、規則等で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第7条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、**規則等で定めるところにより**、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

2 前項の規定に基づき電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第8条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、**規則等で定めるところにより**、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の規定に基づき電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を

3 情報通信技術活用条例第6条第5項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると知事等が認める場合
  - (2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると知事等が認める場合
- 4 前項の場合において、処分通知等のうちの電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当であると認められる部分について、あらかじめ当該処分通知等を受けける者に明示するものとする。

（電磁的記録による縦覧等の方法）

第10条 知事等は、情報通信技術活用条例第7条第1項の規定に基づき電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行うときは、当該縦覧等に係る事項をインターネットを利用する方法、知事等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類を備え置く方法により行うものとする。

（電磁的記録による作成等の方法）

第11条 知事等は、情報通信技術活用条例第8条第1項の規定に基づき電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を知事等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により行うものとする。

第5条

することが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって**規則等で定めるもの**をもって代えることができる。

(適用除外)

第9条 次に掲げる手続等については、第5条から前条までの規定は、適用しない。

(1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして**規則等で定めるもの**

(2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの(第5条第1項、第6条第1項、第7条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。)

(添付書面等の省略)

第10条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則等で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、県の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ**規則等で定めるもの**により、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入力し、又は参照することができる場合には、添付することを

3 情報通信技術活用条例第8条第3項の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電磁的記録により作成等が行われた情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を添付する措置とする。

(適用除外の手続等)

第12条 情報通信技術活用条例第9条第1号の規則で定める手続等は、次に掲げるものとする。

- (1) 申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があると知事等が認めるもの
  - (2) 許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があると知事等が認めるもの
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないと知事等が認めるもの
- 2 知事は、前項に規定する手続等について、あらかじめ根拠となる条例等の題名及び条項を告示するものとする。

(添付書面等の省略)

第13条 情報通信技術活用条例第10条の規則で定める書面等は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令(平成15年政令第27号)第5条の表の上欄に掲げる書面等とし、情報通信技術活用条例第10条の規則で定める措置は、同表の上欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、情報通信技術活用条例第10条の規則で定める書面等及び当該書面等の区分に応じ定める措置については、知事が別に定める。

要しない。

(情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正)

第11条 知事は、情報通信技術を活用した行政の推進に当たっては、全ての者が情報通信技術の便益を享受することができるよう、情報通信技術の利用のための能力又は知識経験が十分にない者が身近に相談、助言その他の援助を求めることができるようにするための施策、当該援助を行う者の確保及び資質の向上のための施策その他の年齢、身体的な条件、地理的な制約その他の要因に基づき情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第12条 知事は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる県の機関等に係る申請等及び処分通知等その他の条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により随時公表するものとする。

(規則等への委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、知事等が所管する手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、知事が別に定める。